

友生地区住民自治協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、伊賀市自治基本条例第25条及び第26条の規定に基づき、友生地区における自治活動を振興するとともに、各地区間の連絡を密にして相互に協調し、もって地域社会の発展とより良いまちづくりを目指すことを目的とする。

(名称・位置)

第2条 本会は、友生地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市上友生771番地の2 友生地区市民センター内

(会員)

第3条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 友生地区に居住する住民、及び住所を置く事業所

(2) 友生地区住民で活動する自治会、各種団体

(3) その他会長が必要と認めた者

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動は、友生地区内とする。ただし、他の団体と協力、連携して活動を行う場合はこの限りでない。

(総代)

第5条 協議会の総代は、友生地区に所在地をおく区長会と各種団体の代表者とする。

2 各種団体は、別表第1に掲げるものとする。

(事業)

第6条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 活動方針の協議

(2) まちづくり計画の策定、実施

(3) まちづくり事業経費の算定と地域内の負担金徴収に関すること

(4) 地区内の各種団体の活動を支援し、総合的な地域社会の発展を図ること

(5) 自治組織に関する規則第6条の規定に基づく伊賀市との協定業務

(6) その他目的達成のために必要な事業

(組織)

第7条 協議会は、次に掲げる事業部会をもって組織する。

(1) 総務部会 補助団体として友生地区遺族会を置く。

(2) 産業部会

(3) 健康・福祉部会 補助団体として友生地区老人クラブを置く。

(4) 体育部会

(5) 生活安全部会 補助団体として消防団上野東分団を置く。

(6) 教育・文化部会 補助団体として児童福祉会を置く。

(7) その他会長が特に必要と認めたもの

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
会計	1名
監事	2名
事務局長	1名

- 2 会長は、区長会会長とする。
- 3 副会長、会計、監事は、総代会において選出し、総会で承認を得るものとする。
- 4 事務局長は、役員会の同意を得て会長が任命する。
- 5 役員に顧問を置くことができる。顧問は、会長が任命して、総会において承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第9条 協議会の役員の仕事は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。
- 6 事務局長は、協議会事務を総括する。
- 7 顧問は、協議会業務について助言をすることができる。

(役員の任期)

第10条 前条の役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 構成委員で、補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類及び権能)

第11条 協議会は、会の円滑な運営を図るため、年1回以上の総会を開催するほか、総代会、実行委員会及び部会を必要に応じて開催することができる。

- 2 総会は、提出された議案について審議し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会は、過半数以上の総代の出席をもって成立する。
- 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 友生地区住民自治協議会規約の改正に関すること
 - (2) まちづくりに関する計画の策定に関すること
 - (3) 事業計画及び収支予算の決定及び徴収、並びにその変更に関すること
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること
 - (5) 役員の選任または解任に関すること
 - (6) 役職手当に関すること
 - (7) その他、協議会運営に関する重要な事項に関すること
- 5 総会は、会長が招集し、議長は出席した会員の中から選任する。

6 会長は、必要があると認めるときは、協議会委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

第12条 協議会で決定された方針、計画にもとづき事業を円滑に行うための機関として実行委員会を設ける。

2 実行委員は、協議会の会長、副会長、会計と各区長並びに各部会の部会長・副会長・会計及び第7条(7)に定める者とする。

(事業部会長の職務)

第13条 事業部会長は、協議会の方針に基づき部会内事業実施計画を策定し実施するとともに、各年度ごとに各事業協力並びに調整事項については、事務局長と協議の上、協議会へ報告するものとする。

2 事業部会長は、区長会と連携して事業の実施にあたるものとする。

(会計)

第14条 協議会の推進する事業に要する経費は、交付金、協議会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第15条 協議会費は年額で、各戸別に徴収し、徴収方法は、協議会で決し、会長が各字別区長に徴収依頼するものとする。

注1 協議会費には、旧友生社会福祉会連合会費及び友生体育振興費を含む。

(役職手当及び会計)

第16条 役職手当は別表に定める。

2 協議会の事業に要する経費の取り扱いについては、別に定める会計処理規程によるものとする。

(委任事項)

第17条 この規約に定めのあるもののほか、協議会の事業推進に関し必要な事項は会長が協議会に諮り別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成17年3月16日から施行する。

この規約は、平成18年5月6日から施行する。

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年5月25日から施行する。

この規約は、平成21年3月21日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年5月20日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年5月20日から施行し、改正後の第14条の規定は平成28年4月1日から適用する。

この規約は、平成29年5月16日から施行する。

この規約は、令和元年 5月 8日から施行する。

この規約は、令和2年 5月 1日から施行する。

この規約は、令和3年 4月 1日から施行する。